



税務調査と書面添付制度②

皆さんは、税務調査好きですか？

新型コロナウイルス感染症の影響で、北野会計事務所では 2 年間実施されていなかった税務調査ですが、令和 4 年 7 月以降は 7 件税務調査がありました。大きな変動や目につく増加・減少項目があったお客様ではなかったため、今後はどのお客様でも実施される可能性があります。

過去の税務調査を基に、書面添付がない場合（税務署から指摘があった事項）、書面添付がある場合（書面添付記載例）を見ていただきたいと思います。

金属 売却	無	金属売却収入は漏れなく計上されているか？どの業者に渡しているのか？明細はあるか？
	有	金属の売却については、雑収入で計上しており、支払報告書と預金への入金額に差異がないことを確認している。売却は業者が来るタイミングによって異なるため不定期に行っていると報告を受けた。
旅費交 通費	無	私的な旅行が含まれていないか？学会のある時期か？
	有	研修会、学会参加の旅費の計上に際しては、領収書の提示を受け、日程、内容、参加者について、口頭で説明を受け計上している。
接待 交際費	無	贈答品：誰に渡したのか？飲食代：領収書に相手の記載はあるか？私的な支出は混ざっていないか？
	有	贈答品について、贈り先リスト、注文書、領収書が保管されていることを確認し、計上した。ドクターとの意見交換のための会食は、領収書に相手先を記録している。
福利厚 生費	無	スタッフの懇親会・慰安旅行の内容、参加者、従業員負担金の有無
	有	忘年会を開催した。費用は医師が負担、領収書を確認し、計上している。従業員全員参加であることを口頭で確認した。
専従者 給与	無	専従者の勤務状況はどうなっているか？（曜日・時間帯・業務内容等）
	有	〇年〇月〇日提出の「青色事業専従者給与に関する届出書」の届出金額以内であることを確認した。専従者は毎日出勤しており、診療補助、経理・人事労務事務等に従事している。専従者の給与額が適正であるか、勤務実態を確認しアドバイスを行っている。

上記のように、税務署がいただく疑問点を、税理士が自ら事前に税務署へ伝えることができれば、税務調査に至る可能性は低くなります。それが書面添付制度です。また、書面添付制度を導入していれば、実地調査の前には税理士への意見聴取がありますので、お客様が会社・クリニック・ご自宅でいきなり調査官に対応していただくことはございません。書面添付の作成は、決算申告の時だけでなく、毎月の月次処理においても進めており、決算まで毎月更新して、記載内容の精度の向上に努めております。

令和 3 年度書面添付割合は、法人税 9.8%、所得税 1.5%(令和 3 事務年度国税庁実績評価書)ですが、弊社お客様の書面添付割合は、医療法人 42.4%、クリニック 29.5%となっておりますので、高い割合で導入いただいております。北野会計事務所は、税務調査ゼロを目指して書面添付制度の導入を推進しておりますので、ご質問・ご相談は窓口担当者までお気軽にお問い合わせくださいませ。

(文責 丸山 博子)